

森林整備保全事業における現場環境改善費

1. 目的

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施する。

2. 対象工事

(1) 発注者指定型

特記仕様書(施工条件明示)で、「発注者指定型」の明示がある工事

(2) 受注者希望型

(1)以外の工事(特記仕様書(施工条件明示)で、「受注者希望型」の明示がある工事)

3. 対象となる現場環境改善内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。別表「実施計画表」のとおり。

4. 積算方法

標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(1) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上する。

$$K = i \times Pi + \alpha$$

K：現場環境改善に要する費用(単位：円、千円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率(下表のとおり)(単位：%、少数第3位四捨五入2位止め)

Pi：対象額(直接工事費(処分費を除く共通仮設費対象分)＋支給品(共通仮設費対象分)＋無償貸付機械等評価額) なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分(単位：円、千円未満切り捨て)

【表 現場環境改善費率】

対象額：Pi		現場環境改善費：i (%)	
		大都市 市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費(共通仮設費対象分) ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下 の場合	$i = 56.6 \times Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \times Pi^{-0.201}$
	5億円を超 える場合	1.73	0.71

(2) 率計上されるものは、実施計画表(別表)の計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を基本とした費用である。

(3) 積上げ計上分(α)に計上されるものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

(4) 率計上分の実施内容に関しては、内容変更に係る変更設計は行わないが、積上げ計上分については、内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

5. 実施方法

- (1) 請負者は、施工条件明示に基づき現場環境改善費を計上する場合は、別表「実施計画表」に必要な要件を満たすよう計上費目ごとに具体的な実施内容にチェックを入れ、施工計画書に添付して提出し、監督員の承認を得るものとする。
- (2) 請負者は、実施計画表に記載した全ての内容を実施した時点で、実施状況写真(任意様式)を監督員に提出するとともに、工事完了時には、当該写真を工事写真に収納し、提出するものとする。ただし写真納品に適さない内容は、紙資料による提出とする。
- (3) 発注者指定型において、内容の実施が困難な場合は、契約後の協議により実施しないことができる。また受注者希望型において、内容の実施を希望する場合は、工事着手前までに実施計画表を添付の上、協議を行い、実施内容について発注者の承認を得るものとする。なお、ここでの「協議」は、愛知県公共工事請負契約約款第 19 条に基づくものとする。

6. その他

- (1) 当該実施内容は、工事成績評定(創意工夫及び地域貢献)において、原則重複評価されないものとする。
- (2) ここに定めのない事項については、発注者・請負者協議の上決定するものとする。

実施計画表

I 計上費目	II 実施内容	III 具体的な実施内容 (率計上分)	IV 実施内容 (率計上外)
(1) 仮設材関係	①用水・電力等の供給施設	<input type="checkbox"/> 緊急事態用に発電機配備 <input type="checkbox"/> 電線引込み <input type="checkbox"/> 水道施設設置 <input type="checkbox"/> 沢水等排水/給水タンク設置	
	②緑化・花壇	<input type="checkbox"/> 花壇/緑化プランターの設置 <input type="checkbox"/> 周辺の緑化 <input type="checkbox"/> 除草/崩土除去	
	③ライトアップ施設	<input type="checkbox"/> 現場事務所/トイレの照明施設 <input type="checkbox"/> 工事現場の照明施設	
	④見学路及び椅子の設置		
	⑤昇降施設の充実	<input type="checkbox"/> 単管等階段/昇降用はしごの設置 <input type="checkbox"/> モレールの設置 <input type="checkbox"/> 昇降回避の迂回路設置	
	⑥環境負荷の低減	<input type="checkbox"/> 間伐材の工事看板/バレット/休憩用ベンチ等 <input type="checkbox"/> 太陽光発電の使用 <input type="checkbox"/> LED 照明の使用 <input type="checkbox"/> 分別ゴミ箱の設置(脱プラ) <input type="checkbox"/> 沈砂池の設置	
	その他 該当番号:	具体的な実施内容:	
(2) 安全関係	①工事標識・照明施設等安全施設の現場環境改善	<input type="checkbox"/> 高輝度反射看板の設置 <input type="checkbox"/> キャラクターデザイン看板(防護柵)の設置	
	②盗難防止対策	<input type="checkbox"/> 夜間センサーライト/警報器の設置 <input type="checkbox"/> 監視カメラの設置	
	③避暑・防寒対策	<input type="checkbox"/> 塩飴/瞬間冷却剤/カイロの配布 <input type="checkbox"/> ジェットヒーターの設置 <input type="checkbox"/> 空調服の支給/貸与 <input type="checkbox"/> 消毒液/マスク/虫除け/ホイズリムーバー/忌避剤の配布 <input type="checkbox"/> 自動販売機の設置	
	その他 該当番号:	具体的な実施内容:	
(3) 営繕関係	①現場事務所の快適化	<input type="checkbox"/> 冷暖房器具の設置 <input type="checkbox"/> ネット環境の整備 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/湯沸かし器/ウォーターサーバーの設置	<input type="checkbox"/> 快適トイレ
	②現場休憩所の快適化	<input type="checkbox"/> 土足厳禁のカーペット/畳スペースの設置 <input type="checkbox"/> 屋外休憩施設(机/椅子/タープ等)の設置	
	③労働者宿舍の快適化		
	④健康管理施設及び厚生施設の充実等	<input type="checkbox"/> 加湿器/AED の配備 <input type="checkbox"/> 血圧計/体温計の配備 <input type="checkbox"/> 分煙スペースの設置	
	その他 該当番号:	具体的な実施内容:	
(4) 地域連携	①完成予想図	<input type="checkbox"/> 完成予想図を現場に掲示	
	②工法説明図	<input type="checkbox"/> 工法説明図を現場に掲示	
	③工事工程表	<input type="checkbox"/> 工事の週間又は全体工程を現場に掲示 <input type="checkbox"/> 定期的な工事工程表の配布	
	④デザイン(PR)工事看板	<input type="checkbox"/> イラスト付/工事PR 看板の設置	
	⑤見学会(イベント)等の開催	<input type="checkbox"/> 工事パンフレット配布 <input type="checkbox"/> 工事見学会の開催	
	⑥地域対策費(地域行事等)	<input type="checkbox"/> 地元工事概要説明会の開催 <input type="checkbox"/> 工事案内の回覧	
	⑦社会貢献	<input type="checkbox"/> 生活環境に配慮した防音/防塵施設の設置 <input type="checkbox"/> 現場周辺の清掃/除草/井溝浚いに参加 <input type="checkbox"/> 地域の清掃活動/防犯パトロール等に参加	
	その他 該当番号:	具体的な実施内容:	

1. 本表は、施工計画書(現場着手前)に添付して提出し、監督員の承認を受ける。
2. III欄の実施する内容(計上費目ごとに1内容[いずれか1費目は2内容]の計5内容)にチェックする。
ただし、III欄の具体的な内容に計画内容がない場合は、「その他」に計画内容を記載する。また、率計上の範囲を超える内容を実施する場合は、IV欄に具体的な内容を記載する。なおIII欄の「/」は、項目中のいずれかの実施でよい。
なお、(1)費目⑥の工事看板は、建設業許可等を掲示する看板であり、特記仕様書で指定した工事看板を除く。
(4)費目の①, ②, ④, ⑤は、発注者が作成した図面等既存資料を加工して掲示する程度でよい。また、パネル等を購入して掲示した場合は、他工事に流用してもよい。
また、(4)費目の⑤及び⑥の見学会・地元説明会等については、発注者との共催(協力)も可とする。
3. Web ページや SNS を活用した取組も可とするが、現場事務所にアクセス先を掲示又は回覧等で地域住民に周知が図られる場合に限る。これら写真による提出が適さない内容の場合は、紙資料により提出・納品する。